



岐阜県教育懇話会
〒509-0108
各務原市須賀町4-291
(株) 後藤野野場内
TEL 058-370-1510
口座番号 00800-3-5390

綱 領
一、われわれは歴史と伝統を尊重し、日本にふさわしい中正な教育を推進する。
二、われわれは教養と品位の向上につとめ、真理愛の精神とともに、明るく純粋な教育を研修する。
三、われわれは個人の自主尊厳を尊重し、政治的中立を厳守し、主体性を堅持する。

田中卓先生の教師論

―日本教師会初代会長の遺訓として―

日本教師会会長 若井勲夫

平成三十年十一月二十四日、元皇學館大学長の田中卓先生が九十五歳を前にして逝去された。強靱な生命力と精神力で一筋の道を貫かれた生涯を振り返ると、三つの活動の面が見られる。それは歴史家、教育家、思想家としての顔である。それぞれに全力投球し、秀でた業績を挙げ、深く広い影響を与えられた。ここでは教育家に絞り、偲び草だけでなく後学への指針となる先生の教育・教師の在り方に関する考えを祖述する。

日本教師会―破邪より顕正を

昭和三十八年二月、教育正常化はもとより、我が国の歴史・伝統にふさわしい教育の推進を目指して日本教師会が結成され、先生は初代会長に就任された(三十九歳)。本会には前身があり、同三十四年十一月、日本教育協議会が発足し、先生は指導委員長を務められていた。これが発展的に職能・研修団体として飛躍を期したのである。四十一年に組織替えて理事長制となり(会長は空

席)、先生は常任顧問に就かれた。その後、四十五年六月に会長に再任、五十五年五月(五十六歳)まで、前後十五年余り重職を担われた。それも本務の皇學館大学教授として教育研究の傍ら、会の統括、執筆、講演と東奔西走されたのである。

そこで本稿では先生の挨拶や講演の中から教師論に関わる重要な論点を取上げ(主な出典は機関紙「日本の教育」)、要約整理して示す。

教師は文化職

・教師には三つの性格、即ち勤労者、専門職、聖職があり、この聖職を新しく「文化職」と造語し、提唱する。教師は裁判官・弁護士・医師と専門職としては似ているが、本質において異なる。これらはマイナス面の出来事の発生に対処する立場で、いわば受身の仕事である。しかし、教師は子弟を対象とし、能動的、恒常的、福祉的であり、プラス面を持つ。教職は人間が教養として求める知識の付与、心身の錬磨、人格の形成を目指して、文化の建設に関わる。

教師は教え子を持つ

・教師は子供を教えている。世に多

くの団体があるが、仲間や同志をつくるのが中心であり、教え子を持つていない。我々は教え子を持つ。仮に十年経てば、子供は十年分、成長する。我々は十年かかって教育するのである。組織の拡大はなかなか難しい。そこで、同志の獲得とともに、教え子に全力を挙げる。教師会は息の長い運動であり、教育はもともとそういうものなのである。

・教師が文化職という意味では子供達に対する奉仕活動をしていくという理念で進んでいて、「使命」という考え方はここから導き出される。教師にはボランティアとしての活動が本来のものである。ソクラテスやプラトンや孔子、吉田松陰にしても、そういう面が特筆されるのは、ここに教師の本質があるからであろう。

この点がいわゆる教育専門職という性格を曖昧にする一面があるとともに、また、教師そのものの価値をより高尚たらしめる所以でもある。
・教師の決意は教育に対する愛情に裏付けられ、また、愛情に貫かれたものでなければならぬ。

教師の自己教育が根本

・教育の眼目は人間としていかに生き、いかに歩むべきかという人間の道、道徳を明らかにして、その実践を教えることにある。教師として自ら求め、教師たるの道、教師道を明

らかに実践する。我々は自らの道、自らの目標に向かって常に自己を高めていくよりほかはない。

・教師の在り方は教師自らの研修、研鑽を経て、自覚さるべきものであり、与えられるものではなく、学び取るべきものである。教師はまず自らを教育することが重要である。

・教師が専門職であることは単に必要な条件であって、これに甘んじてはならない。教師は知識と授業法の専門家にとどまらず、あくまでも師表としての人格、見識、愛情を自ら涵養し、生徒・学生を育成せねばならない。それこそが教育の原点である。

〔補記〕

以上の三点は互いに関わり合っており、あるべき教師像を示している。これはまた私ども教師会員が教師として生きる根本的な精神と姿勢を養ってきた。教師は自ら律し、鍛え、自己形成に努めねばならない。その師の生き方が弟子に反映し、影響していく。師は弟子に強制するのではなく、弟子の生き方を助けて、導き、開いていき、その成長を見守り、待つのである。師弟は共に道を学び、求める同学、同友といえる。先生はこの心構えで長らく若者に向い、門下生は今もそれぞれ学界、教育界、社界を中心に活躍しているのである。

(京都産業大学名誉教授)

【時論】

皇位の世襲は可能か—典範改正

の合意形成に向けて—

所 功

明けて平成三十一年(二〇一九)には、四月三十日限りで今上陛下が「退位」され、翌日から新天皇が「即位」される。

このような皇位の継承は、行われるのが当然であり、今後も続いていく、と思われるかもしれない。

しかし、現行の法制を改正しなければ、皇族の方々が次第に減少し、やがて皇位を継承しうる有資格者が不在となる恐れも少なくない。

それはなぜだろうか。そうならなためには、どうすればよいのだろうか。この機会に、管見の一端を略述させて頂こう。

現行憲法の定める

象徴世襲の天皇制度

昭和二十一年(一九四六)十一月三日(明治節)に帝国憲法を改正する形で公布された現行憲法は、多くの問題を内包している。しかしながら、最も重要な国柄を表す第一章は、旧憲法と同じく「天皇」であり、八条に亘り天皇の立場や任務などを規定して

いる。

周知のとおり、第一条に「天皇は日本国の象徴であり、日本国民の統合の象徴であつて」と定められるから、「象徴天皇制」と称される。しかし、続けて「この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」としながら、第二章で「皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めにより、これを継承する」としていることも重要である。

すなわち、象徴天皇の地位は、時々世論により勝手に選び出すのではない。過去・現在・未来に通底する「日本国民の総意」(いわゆる一般意志)として「皇位は世襲のもの」と確定し、具体的な継承方法などを法律の皇室典範で規定する「世襲天皇制」にほかならない。

皇室典範の定める

厳しい三つの原則

この皇室典範は、明治以来の旧典範を十分に検討する余裕のない状況で、大筋そのまま受け継いでいる。それには、古代以来の歴史をふまえながら、近代的な立憲君主制の皇室に必要と考えられた厳しい規制が盛り込まれている。

すなわち、まず第一条で「皇位は、皇統に属する男系の男子が、継承する」と定める。確かに皇位は、神武天皇以来の血統(皇統)に属する男性天

皇(女帝)の子孫(男系)皇族のうち、ほとんど皇族身分の男子が継承されてきた。しかし、一二五代(北朝五代)のうち八方十代(二方は二度即位)の女帝がおられ、各々に相応の治績をあげられたことも忘れてはならない。

また第九条で「天皇および皇族は、養子をする事ができない」と定める。これは旧典範の制定当時、急増した宮家に男性皇族が多数おられたから、次男以下の養子縁組により益々増加し混乱する傾向の抑制措置であったとみられる。しかし、長らく皇位も宮家も世襲できたのは、継嗣がなければ他家の皇族を養子に迎え、諸王でも天皇の養子(猶子)にすれば親王として当主になれたことを忘れてはならない。

さらに第十二条で「皇族女子」は皇族以外の一般男子と婚姻されたら「皇族の身分を離れる」と定める。これも明治以降、終戦ころまでは、男性皇族が多数おられたから、皇族女子の結婚相手はほとんど皇族身分の男性であり、皇籍を離れずにすんだ。しかし戦後は、GHQが皇室財産を凍結し過大な課税を命じたので、やむなく直宮家(昭和天皇の三弟と家族)以外、皇籍離脱を余儀なくされた。そのため、皇族女子は一般男子と結婚されるほかなくなった、という事情

を忘れてはならない。

昭和天皇の崩御と

今上陛下の讓位

もう一つ、現行典範の第四条には「天皇が崩じたときは、皇嗣が直ちに即位する」と定める。これも旧典範を承継したものであり、それゆえ明治・大正・昭和の三代天皇は、終身在位されたのである。

しかし、昭和天皇(明治三十四年、一九〇一生まれ)は、父君が病弱のため、大正十年(一九二一)から五年間、皇太子で「摂政」の大任を委ねられた。そして満二十五歳で踐祚され、戦前・戦中・戦後を通して辛苦を重ね、同六十四年(一九八九)一月七日、満八十七歳八ヶ月余で崩御された。その直後に踐祚されたのが今上陛下である。当時すでに満五十五歳にして皇位を担われた。一般人ならば定年退職近くに就任され、以来三十年間、日本国および国民統合の象徴としてのお務めに、全身全霊を尽くされたことは、まことにありがたいことである。

とはいえ、七十歳寸前で前立腺の全摘手術をされ、また八十歳近くで心臓冠動脈のバイパス手術を受けられた。その間に将来の在り方を熟慮されて、皇極天皇(六四五年)から光格天皇(二八一七年)まで六十例近くある讓位の歴史も調査し尽くされ

た。その上で、象徴天皇としての務め（責任と役割）を元気なうちに次世代の皇嗣（皇位継承第一人者）の皇太子へ譲るほかないと決心され、既に平成二十二年（二〇一〇）その御意向を示されたのである。

それを承けて、政府も国会も慎重に論議を重ね、ようやく同二十九年六月、「天皇の退位等に関する皇室典

範特例法」が、衆参両院の出席者の全員賛成により可決成立した。それは典範第四条の終身在位を原則的に残したまま、「特例」として御高齢による「退位」（譲位）を可能にしたもので、その意義は真に大きい。

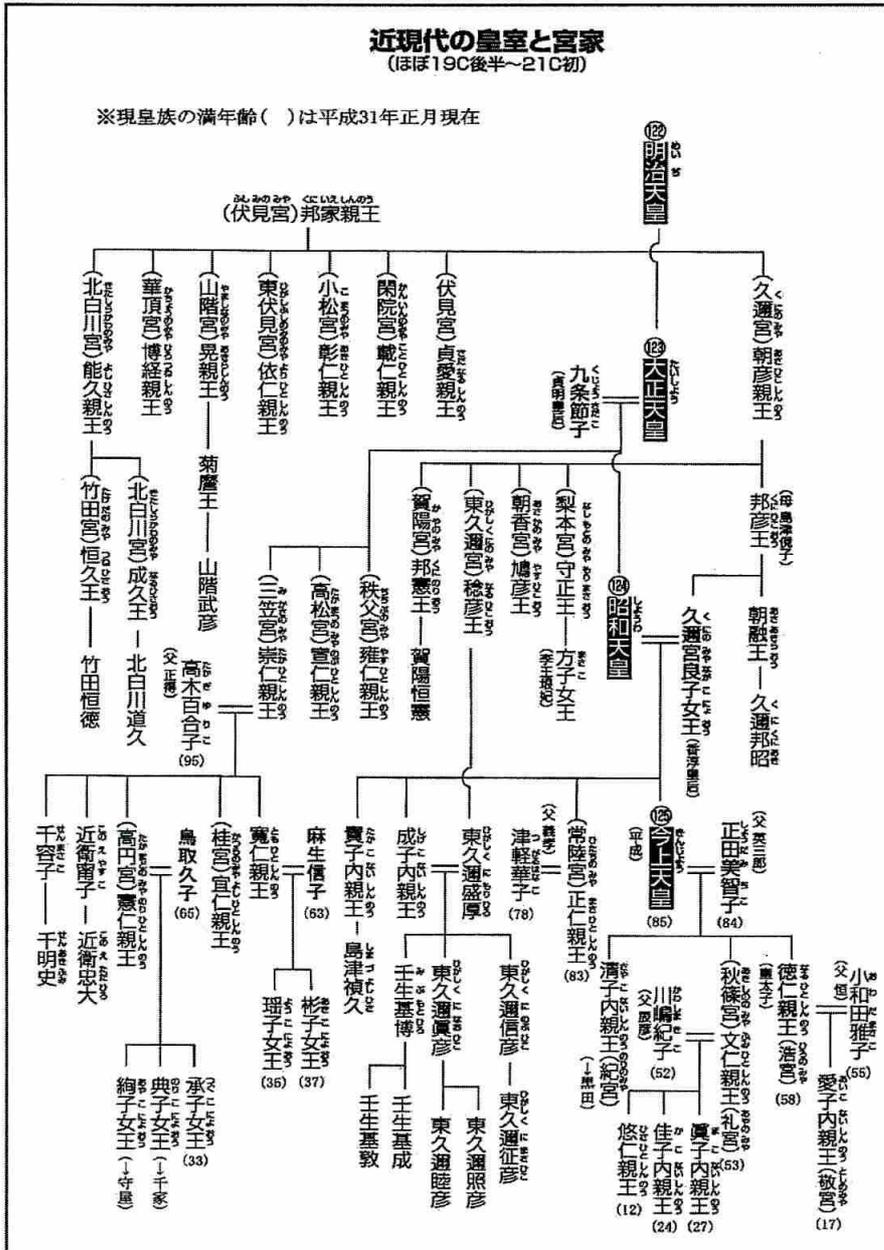
「安定的な皇位継承」を可能にする智恵

この「皇室典範特例法」は、明治以

来の原則を当面変更しないで、現状にふさわしい特例を公認したが、かような現実的改革を他の条項についても推進しなければ、皇位の世襲は行き詰まってしまう恐れがある。

しかし幸い特例法を成立させた国会（衆参両院）で、次のような「付帯決議」を加えている。

一、政府は、安定的な皇位継承を確保



するための諸課題、女性宮家の創設等について、皇族方（特に未婚女子）の御年齢からしても、先延ばしすることはできない重要な課題であることと鑑み、本法施行後速やかに、皇族方の事情等も踏まえ、全体として整合

性が取れるよう検討を行い、その結果を速やかに国会に報告すること。

二、一の報告を受けた場合において、国会は、安定的な皇位継承を確保するための方策について、立法府の総意が取りまとめられるよう検討を行うものとする。

※三（新元号の施行時期への配慮）これは重要な決議であって、政府も国会も本年五月以降、すみやかに「安定的な皇位継承」を可能にする具体的な方策を十分に検討して現行典範の現実的な改正を実現する責任がある。

この話題に関する管見は、別途詳述したいと考えているが、その前提として必要なことは、「原理」と「原則」の区別である。原理は宗教でも科学でも絶対的なもので例外を認めない。しかし、原則は慣例や法則として重要なものながら、時代や状況の変化により例外を認めて本質を守り抜くことに特徴がある。

それゆえ、私は現行典範の「男系男子」限定を原則として例外も認める男子優先とし、皇族の養子縁組も皇族女子の宮家養子も特例として容認するような方向で、大方の合意形成ができることを念願している。

(京都産業大学名誉教授・モラロジー研究所研究主幹)

道徳科教育研究協議会

第五回 研究大会 報告

昨年十一月二十五日(日)、伊勢市皇學館大学において第五回研究大会が開かれた。

同会は皇學館大学渡邊毅准教授(日本教師会副会長)が、新しい道徳科について予想される様々な課題を克服し、新しい道徳教育が充実したものであるよう立ち上げられた。

本年度の研究テーマは「道徳の授業に自信をもつためには」とし、合わせて「子供に自信をつけさせるためにはどうするか」も検討された。

渡邊准教授は開会の挨拶でその趣旨を次のように説明された。

本年度から道徳科の授業が先行実施されているが、教員免許の取得に二単位しか当てられておらず、若い先生方から指導に自信がないという声を聞く。また日本の子供たちの自



尊感情の低さも依然と問題になっている。教師も子供も自信をつけるために、どうして

くか解決策を求めていきたい。

一、講演Ⅰ「オール1の落ちこぼれが教師になるまで」育てよう子供の自信」講師 作家・元高校教師 宮本延春 先生

先生は幼い時に養子に出され、家庭的に恵まれないなか小中学校と勉強で落ちこぼれ、ひどいイジメにもあうという悲惨な環境で育った。高校受験はあきらめ大工見習いとなるが、養父母とも病死して天涯孤獨の身となる。二〇歳を過ぎて勉強の必要性を感じ、テレビ番組を見て物理学に目覚め定時制高校に入学。猛勉強の末に二七歳で名古屋大学理学部物理学科に入学。同大学大学院を出て高校教師になるのである。

このような大変な体験を語りながら、イジメを受ける子供の心境や落ちこぼれていく子供の姿を説明し、親や教師にどんな配慮や言葉かけが欲しかったかを述べられた。子供の自殺などは親も教師も子供の声が聴けなかったがために起きる。大人は子供の心理を理解し、言葉を受け止めることの必要性を強調された。

二、実践発表「子供たちに自信をつけさせるためには」学級経営から」発表者 伊賀市立府中小学校教諭 溝口哲志 先生

先生は新採二年目の若い教師であるが、学級崩壊をした学級をまかさ

れ、それを立て直した体験を報告。

最初に心掛けたのは規律を持たせるため、子供たちに話合せて「三年生十の掟」を作らせた。また朝登校したら、自分の気持ちを図に表させた。また自分が一日をどう過ごすかイメージをさせ、それを繰り返すことで成長を感じさせた。さらにポジティブカードや道徳カードという相互評価、教師の評価を目的としたカードを使い、日常の児童の言動を誉める毎日を繰り返したのである。

先生のそうしたきめ細かい学級の指導で、子供たちは徐々に学級でとるべき態度、言葉を覚え、集団としてもまとまりある学級に成長させた。

三、講演Ⅱ「先生が楽しむ・子供が力をつける」道徳授業の作り方」講師 京都市教育委員会教育相談総合センター専門主事 毛利豊和 先生

道徳の授業を作るには①確かな基本②遊び心③簡単意識が必要であるとして、実践例をあげながら説明をされた。道徳科の目標はよりよく生きようとする力を育てることにある。それには道徳の授業が「いいなあ」と感激できることが大切。そう思うこと自体が道徳的な価値に「自我関与」していることになり、その継続により自分にもできるといふ自信が生まれてくる。

授業を組み立てる上で大切なことは、中心発問を的確に用意することだが、教材のなかに含まれる気付けたい価値をよみとることが必要として具体例をあげて説明された。

その他、ポスターなどもよい補助教材になることを実例を挙げられた。こうした教師の準備により、毎週、いいなあと道徳を先生と楽しむことが自己肯定感につながる。

四、シンポジウム・テーマ「子供に自信をつけさせるためには」

登壇者 神戸親和女子大学准教授 松本麻友子先生、皇學館大学岸川政之先生、皇學館大学准教授佐藤武尊先生、皇學館大学現代日本社会学部一年の加藤絵心さん

最初に四名の登壇者がそれぞれの立場でテーマに関する見解を述べ、後に参加者からの質問に答える形で会が進行した。

松本先生は心理学の立場から、真の自尊心を育てる上の留意点を説明された。岸川先生は「高校生レストラン」の実践者で高校生を街作りに参加させる発想を、活動の実際は加藤さんが発表。佐藤先生は柔道の指導を通じて日常の中で最高のパフォーマンスを求めることが大切として成功体験の重要性を述べられた。会場から多くの質問が出され、大会は予定時間を超えて閉会した。H